

「託送料金変更認可決定取消訴訟」第2回口頭弁論後の記者会見

(文字起こし)

日 時：2021年4月19日(月) 11:40～12:30

場 所：福岡県弁護士会館 3階301会議室

司会 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今より託送料金認可取り消し請求訴訟の第二回口頭弁論期日に関する記者会見を行ないます。私は本日の進行役をさせていただきます、一般社団法人グリーンコープでんきの藤本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、今日の資料の確認です。受付で白い封筒をお渡ししていると思います。その中に、第二回期日資料ということで一覧表が入っておりますので、その案内に沿って内容をご確認ください。もし、過不足ありましたら手を挙げてください。係りの者が交換させていただきますのでよろしくお願ひいたします。それから予めのお断りでございますけれども、本日コロナ禍でもありまして、この会場に参加できないグリーンコープの理事会関係のメンバーの皆さんが、ズームで参加をさせていただいております。同時に動画の撮影も行わせていただいて、質疑応答を除いた会見の部分はグリーンコープのホームページの中でご案内をさせていただきたいと思ひます。ご来場の皆様のお顔等はまったく画面には入りませんので、ご安心ください。そのような段取りで進めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。それから、会見団の紹介をさせていただきます。お名前を読み上げますので、恐れ入りますがご起立ください。弁護団長小島弁護士、同じく弁護団篠木弁護士、北古賀弁護士、馬場弁護士、それからグリーンコープ共同体の理事の三原理事、若松理事、金田理事、グリーンコープ共同体東原常務理事、以上のメンバーで本日の会見をさせていただきます。それでは早速ですけれ、代理人弁護士からの意見陳述の報告を、小島弁護団長よりお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

小島：じゃあ座らせてってもらって、失礼させていただきます。今日はですね、基本的には被告の国の方が、主張の書面を出すよということで、今回二つの準備書面を被告が出しました。本来的に出すべき必要性があったということになっているのは、第一準備書面と言っているものの方で、これはこちらの主張、法的にこれが違法だという主張に対する反論をするというものです。本来出すべきものとすればそれだけだったんですが、もう一つ第二準備書面というのを出してきまして、この中でそもそも原告にはこの裁判にある原告適格はないよということを主張してきたというのがあります。この話はまたあとでちょっとします。今回、ですから私どもの反論としては、今後詳細な書面で反論するんですけども、今回被告が出した第一準備書面はどういう点で問題ですよというところを簡単に2点まとめて出しました。実は被告の方の主張も基本的には2点なんですね。一つは、今回の原価の定め方は全然

法律違反ではありません。法律が予定している通りのことを規定したものです。なんら違反はありませんということです。もう一つは、施行規則の47条の21の2以降の条文というのは、執行命令ということで実務的手順だけを定めているもので、権利義務と関係ない。こういう2点の主張なんですね。その2点の主張について、ポイントとなる点を裁判所に理解してもらおうということもあって、反論を簡単な意見だけ、法廷で述べさせていただいたという形です。

それで1点目の、要するに原価の範囲内のものなので違法ではないよ、という主張については、基本的な今回のこちらの方の指摘するポイントは、被告、国が言っている原価の考え方は従来の電力自由化前の一般電気事業者が請求できた電気料金、これの原価の時の考え方から全く変わってないんじゃないの、電力自由化がされたということの意味を十分理解してないんじゃないか、という話をさせていただきました。

確かにですね、条文の規定の仕方だけ表面的に見ると、原価という表現は変わっていませんから、前のものを引き継いだというふうに多分経済産業省の方では考えていると思うんですね。しかしながら、発電、送配電、小売、そういう企業を全部一括してやっているという独占事業体であった旧一般電気事業者の請求できる電気料金の話と、電力自由化がされた後の電気料金の話は全く違うものなんですね。もともと日本、これは僕も1995年にドイツの電気事業の状況を当時調べた弁護士会の方でドイツとかに調査に行って調べてきてですね、「そうなんだ」というので分かった話なんですけれども、当時すでにドイツではですね、電気事業はかなり自由化されつつあるプロセスにありまして、電力会社というのは、例えば地域によっては地方自治体が電力会社を営んでいる、別の地域ではもちろん大手電力会社があるまま電気事業をしている。そういうふうに、いろんな事業者が入り組んでやっていた、というのがドイツの状況だったんですね。これはですね、実は日本も戦前にさかのぼって行って、戦時統制経済に入る前の状態を見ると、全く同じような形でやっていたわけですね。ある地域では、その地域の有力な人々がみんなて寄せ集まって、お金をつかって株式会社をつかって、火力発電所をつかってその地域に電力供給をすとか、ある篤志家が水力発電をするためにダムをつかって、そこでその地域の水力発電をすとか、ある地域では、今度はそういうのを配電する会社をつかってやるとか、いろんな事業形態で配電だけやっている会社とか、小売り電力に近い方ですね、配電事業と小売り事業をやっている会社とか、発電事業をやっている会社とか、それからこの地域ではそれを全部一括してやっている。この地域と言ってもほんとに小さい地域ですよ。当時の市町村にちょっと昭和の合併後の市町村ぐらいの規模のところで行っていたりする。そういう感じの日本の戦前の電力事業だったわけです。それを戦時統制経済の時に全部統一したわけですね。そういう意味では、多分戦時統制経済が最後まで残っていたのが実は電力事業なんですね。戦時統制経済がもう一つ残っていたのは、米の事業なんですけど、米って、それが大きな争点になって、自民党が敗北を喫したと言われているのが、1989年の参議院議員選挙だったと思いますけれど、あの時に三つの問題が起きて自民党は負けたんです。

大敗北を喫したんですが、その理由の一つが米なんですね。米の自由化、もう一つが消費税、もう一つがリクルート問題だったんです。この三つの問題が大きなきっかけになって、自民党が1989年に参議院選挙で負けて、その後の野党の政権に代わったりするんですけども、あの時がまさに米、それまでは米は基本的には配給の名残で、計画供給米というのがあってですね、食糧管理法という法律があったんですね。今、食糧管理法という法律は無くなって、食糧法という法律になりましたけど、それは、米の業者も基本的には、戦前は全く自由に民間業者がやっていたんです。米というのは、日本においては最初の相場商品でありまして、江戸時代から相場商品として形成がされてきて、明治期、大正期、昭和初期まではですね、相場商品として、日本を代表する相場商品の一つだったんですね。ですから、米の戦前から続く業者というのは、みんな証券会社と同じ人がやっていたりしたんですけども、戦時統制経済で全部食糧配給公団に統合されて、それが戦後だんだんだんだん解体されていって、最終的には食糧法にかわって1995年かな、自由化されて最終的に完全自由化されたのが2001年か2002年かだと思いますけど、完全自由化されたという形になってる。電気の方はですね、そういう意味では、その時点ではまだ旧電力の独占体制が残っていたというので、戦時統制経済体制が残っていた最後の仕組みが電力供給だったんです。ですから当時はほんとに総括原価方式ということで、どんな費用でも電気料金の中に突っ込んで請求できたわけなんですよ。しかしながらですね、それを自由化するというのは、何のためにやるかということ、電気料金を下げるために電力自由化をするわけです。それで、なぜそうした方がいいかということ、基本的には小売事業者あるいは発電事業者を自由に競争させるためなんです。それで実はそのドイツの状況を、1995年に調べた時に、やっぱり日本にも電力自由化を持ってきた方が、例えば原子力発電などをやめるためには非常に効果があるんじゃないかという議論を弁護士会なんかで当時した記憶があるんですけど、これがなぜかということですね、ずっと原子力発電はコストが安い安いと言われてきたんですけども、実際にやってみると非常にコストがいろいろかかるわけですよ。廃棄物処理のコストとか、安全のためのコストだとか、そういうものを考えていくと今回みたいに賠償、事故が起きた時の賠償がかかるわけですから、ものすごく高い。そういう高いものと安いものを競わせたら高いものは使われなくなりますよね。だから電力自由化することによって、逆に原子力発電は自動的になくなり、脱原発が実現される形になるんじゃないかと。そういうことで、電力自由化というのは重要な意味を持ってくるんじゃないかという話を当時からしだした記憶があります。そういう中で言うと、もともと電力自由化というのは基本的に電力料金を下げるために送配電の費用以外のものを送配電費用として取っちゃいかん、託送料として取っちゃいかんというのが大原則です。それをもし特に一部の発電事業者、一部の小売事業者のための費用を取るということになると、当然ながら公正な競争ができなくなる、ということになるからそういうことはやっちゃいかん。そしてもちろんその国会の法律で定めるということは、ある意味オールマイティですから何でもできなくはないですけども、それにおいてもそういう不公正なことをやっていいのか

という議論に当然なりますから、そんな簡単な議論ではなくて、そういう法律でやった場合でも、場合によっては法律自体が適正で無いという議論がありえなくはないということになってきます。平等原則違反だという議論だってありえなくはないですよ。そういう意味で言うと、少なくとも送配電費用以外のものを、送配電の託送料金として取るという以上は、形式的には法律という国会で定めた法律で定めなきゃいかんとなっている。というのは大前提としてあって、かつそれもできるだけ減らしていくと思うというのが大原則。電力自由化やっている国はどこでも、この送配電費用をどうやって減らすかというのが大課題なんです。つまり、自由化するとですね、基本的には小売部門と発電部門は競争するごとによくなるんですけども、送配電部門というのは競争が働かないじゃないですか。原理的にね。独占事業体ですから。だからその費用の定め方を放っておくと、その費用がコストとしてプッシュすることによって、電気料金が値下がりしないということになっちゃう。電気料金を値下げしようとして自由化するのにそうならない感じなので、そうならないためには、送配電の費用というものを適正料金にしないといかん。ましてやいわんやですね、一部電力発電事業者の費用をここに乗っけるなんてことは、しちゃいかんよということになります。これは大原則です。じゃあ今回どうなんだということですけど、まさに廃炉円滑化負担金なり、賠償負担金は一部発電事業者のための費用なんじゃないかという議論は当然あるわけですね、しかもそれを徴収するというのを、形式的意味での法律で定めていない。もともとそれは送配電の費用ではないということが、今回の被告の準備書面でもほぼ争いが無い。送配電の費用でないものを特別に徴収するというのを何で国会の法律によらずして出来てしまうのか。その被告の論理はですね、従来の総括原価と同じで、公共目的のものは全部取れるんだと。それはだけど、電力自由化する前の総括原価と、電力自由化した後の今の送配電の託送料とは全く原価の意味が違うでしょう、何のために電力自由化したんですか、ということになるので、その意味をちゃんと理解して、主張すべきなのではないか。ということ指摘させていただいたというのが大きな点です。

2点目はですね、非常に専門的な言葉で申し訳ないですけど、被告が使ってきた言葉が執行命令であると。今回の廃炉円滑化負担金を定義したり、賠償負担金を定義したり、それらを回収しなければいけないというふうに定めている条項は全部執行命令であるので、何ら権利義務を定めていないから、問題ないというふうに言っちゃうんですね。何ら権利義務を定めていない。ということは、賠償負担金という定義だとか、廃炉円滑化負担金という定義は、今回の施行規則以前にどっかに規定があるのかな、あるいはそういうものを回収しなければいけないというのをどっかに法律に規定があるのかな、法律に規定があつたらね、それを命令でこういうふうに回収するんですっていうのを定めるのが、当然手続規定ですから、執行命令になりますね。では、法律に規定があるんですか、まったくないんですよ。電気事業法もなければ、電源開発税みたいに電源開発促進税みたいに電源開発促進税法みたいな法律もない。どこに規定していますか。規定ってどこにありますか。今回の施

行規則じゃないですか。施行規則に回収しなければならないと書いたところに、次の条項において定める、廃炉円滑化負担金、次の条項において定める賠償負担金これを回収しなければならないと書いている。これは、この施行規則がなければ、定義規定すらないわけです。この賠償負担金とは何ぞや、廃炉円滑化負担金とは何ぞや、ということすら決められていないわけです。施行規則で、意味が、初めて決まるわけです。初めて意味が決まって、それを回収する。これって権利義務を定めていないですかね、ということですよ。普通に考えて、ちょっと主張としておかしくないですか、ということをおっしゃって頂いたのであります。こここのところは。

しかも最後に少し分かりにくいと思ったので、ほとんど簡単にしか説明しなかったんですけど、向こうの方は、電気事業法の原価の意味を確定するにあたっては、国に裁量があるという言い方をしているんですね。それでその裁量に基づいてどういのが原価であるかと定めるなら、国の方に自由裁量があるんだということを言っている。そうするとその趣旨というのは国に自由裁量があるから、国の定める自任一方で、自由に定めていいんですよ。国の定める省令です、自由に定めていい。でもそれって省令で権利義務を定めることになるということになるのにつながるんですよ、その主張ではね。だからそういう裁量があるという主張をすること自体が執行命令であるという主張と矛盾するんですよ。こういうことを最後に少し付け足して言っております。

いろんな意味でですね、今回の国の主張は、相当苦しいというか、苦しいんですけど、国の方としては、ああいうふうに考えざるを得ないんでしょうね。特に第一番目の論点は、国は基本的には電力自由化がされたんですけども、送配電の託送料というのは従来の総括原価方式で、電気、発電から送配電から小売りまで全部にかかる費用を取っていたんですよ、ということから基本的には変わっていないと。そういう理解なんだと思うんですね。しかも今回出してきた証拠の中を見ると、国会で経済産業大臣が託送料とはそういうものも含むものです、というふうに言っていると。というのを、国会の立法者の意思だということを出してきているんですけども、これは別に勝手に経済産業大臣がそう言っているだけで、国会で定めたものでも何でもないんですけど、要するに経済産業省としては、電力自由化はされたけど、託送料に従来の総括原価が引き継がれているんだから、それはまったく変わらないで自由に経済産業省がこれが原価だと定めたら、それが原価になっちゃうんですよという理屈なんだと思うんですね。だから経済産業省から見ると、そういうルーティンでずっと来たのに、これ何で文句言われたいいけないんだろう。それは、おたくのルーティンが間違っているんですよ、法的に見るとね。そういうことなんだろうと思うんですけど、そここのところのズレってあるんですよ。どうしてもね。経済産業省にしてみると、未だに何でこれが問題になるんだろうというふうに思っているのかもしれない。だから今日たまたまどっかで法の支配とは何かとか、法治主義とは何かという議論をしたんですけど、法の支配とか法治主義とかの意味が十分ご理解頂けていない感じがしますね。結局、国の行政っていうのは法律による行政の原理とかね、法治主義に則ってやらないといけないという大原則がある。大原

則よりも経済産業省の論理が優先しているというふうにしかならない形になっているというのが、今回のところで明らかになってきた。だからだんだん国が主張してくるとですね、ある意味、形式としては委任立法違反というところなんですけれども、なぜそういう発想のもとにあるのかというところが段々明らかになってきたのかなという感じがしてきて、そういう点では、非常に興味深い展開になってきているのかなというふうに思いました。あと大体、今回こちらで言ったことはそういうことなんです。

その後ですね、今後の進行について、相談をしたときに、裁判所から非常に興味深いお話がありました。これはどういうことかということ、被告が今回第二準備書面というのを出してきて、その中で原告適格が原告にはないよということを言ってきたのに対して、裁判所がですね、処分の名宛人ではないけれども、その処分によって、当然権利義務に影響を及ぼすという場合には、原告適格は当然認められるんじゃないか。そういう場合に、当たるか当たらないかについて、被告さんに意見を貰ったほうがいいんじゃないか、というふうに裁判所は考えているということになりました。これはですね、言い方はソフトですけども、裁判所としては、そういう場合に当たるんじゃないかと考えているので、原告適格の問題はあまり議論する必要がないんじゃないの、というふうに言っているのとイコールだったと思うんですよ。そういう意味では、非常にいい話がそこは出てきたと思います。裁判所が非常に法廷でよく説明してくれたんで、分かりやすかったと思うんですけど、基本的には契約をしていると、契約をしている場合に、電気事業者の方が送配電事業者の方が約款を変えると。その変えた約款を経済産業省大臣が認可すると、その瞬間に契約内容が変化すると。ということは、処分によって、直接に契約内容の変化という法的根拠が生ずるのだから、確かに処分の名宛人、つまり相手側にはないけれども、まったくの第三者でもない、当然に権利義務に関わる関係にあるのだから、その立場にある以上は、9条2項という言い方をしたのは、何か分かりにくかったと思うんですが行政事件訴訟法という法律の9条2項、これは要するに直接の影響が及ばないと考えられる第三者にどういう場合に原告適格が認められるかということを書いてあるのが、9条2項なんですけれども。9条2項の議論をするまでもなく、原告適格が認められることになるのではないかとということを裁判所が言ったということなんです。そうすると原告適格の議論があんまりなくなるので、本体の法律上の主張、法律用語で言うと本案というんですけどね、本来の案件と書いて本案というんですけど、その議論に集中していけばいい、という形になったということだと思います。

今回ですね、被告はですね、実はですね、書証として乙1号証からですね、55証というですね、50以上も書証を出してきまして、大変な量です。このくらいあるのかな。このくらいの量です。幅にすると。全部郵送で送って頂いたんですけど、一体何の荷物が届いたんだろうということで、我が事務所でも騒然となって、開けて大丈夫だろうか、開けると何か出て来るんじゃないかと思ってびっくりしたんですけども。大丈夫だったんですが。要するに基本的には、電気事業法の省令の条文そ

のものとか解説書とか、経済産業省の色々な審議官、審議会の議事録が全部入っていたんですね。これはこの中に、国会審議も出ているんですけど、国会審議の中で、当時の大臣誰だったかな。

東原 世耕さんです。

小島 世耕さんだ。世耕さんが、送配電が託送料にこんなに入ってますよと言っているということがしばしば出ているんですけども、まあ、これは経産省も考え方を述べただけなんで、どこまで説得力があるかという問題はあるかと思うんですけども、要するに経産省とすれば、こういうふうを考えてこういうふうに審議してきましたという記録だけしか出してない。今回消費者庁で、この送配電料金のところで、議論しているということをご案内頂きまして、それを見たんですけども、消費者庁も当然非常に関心が強い案件なんです。なぜかと言うとですね、電力料金というのは皆さんご存知のように所謂公共の料金なわけです、電力とガスとか水道だとかあるいは鉄道だとかバスだとか、こういったものって、所謂公共料金と言ってですね、それが高くなると、一般消費者により不利益を与えるので、そういうのを安くするにはどうしたらいいかと。それで電力自由化された後の電力料金を安くする一つのポイントは、先程も言ったように、託送料をどうやって抑えこむかということ。結局いくら自由化されて自由競争されても、自由競争にならない部分があるわけですよ。それが託送料なので、その料金が高かったらあまり電力料って下がらないわけですから当然のことながら、託送料をどうやって下げるかっていう議論を消費者庁の方でもしているわけですけども。消費者庁の議論を見ると、完全に託送料の中に、本来的意味での託送料とそうでないものを分けて議論しているんですよ。だからそうでないものとして、電源開発促進税といわゆる既発電費という二つのものだけ、別にしてはいるけれども。今回既発電費に触れなかったのは、実は既発電費は、法律上の根拠はあるんですけど、法律規定をよく読むとですね、これ要するに、原子力発電事業を営む者は、そういうものを払わないといかんというふうに書いてあるんですね。条文を見ると。そうするとですね、昔は制度が出来た時は、まだ電力自由化される前なので、一般電気事業者は当然のことながら負担していたわけですから。それが、電力自由化がされて、バラバラになった後も、その送配電の託送料金もそのまま乗っかっているわけですから。そうするとですね、電源開発促進税が明確に条文上ですね、要するに送配電事業者は、この電源開発促進税を取らなきゃいかんというふうに書いてあるので、当然託送料金に加えて徴収することが、法律上義務付けられているかたちになっています。しかしながら、既発電費の方はそういう条項がないんですよ。ただ何となく従来、総括原価で取っていたものだから、総括原価で取っていたものは、そのまま一般送配電事業者が取る託送料に乗っかって取るというふうになっているので、これは良く考えると法律上の根拠は薄いんじゃないかと。問題があるのではないかという感じがちょっとしたものですから、今回その問題にはちょっと触れませんでした。被告の方では、電源開発促進税とこの既発電費の二つを一応出しているんですけども、後者の方については、どういう取り扱いをしたらいいかというのがちょっと不透明な状態だったので、今回全く触

れていません。よく考えると従来徴収していたのが、怪しい問題があるんじゃないかなという気がちょっとします。これがちょっと微妙なのですね、要するに今回のは新しく作った制度なので、確かに全く駄目だとなるんですけども、従来取っていたものなので、それが移行した時に何となくそれが駄目なのだというのは、制度的に難しいものがあります。何となくですけども。何となく流れとして。それも一面あるとなかなか難しかったりしますけれども。法律的な座りって言うのがちょっと良くないので、そこの所どういうふうに次回反論するわけですけど、ややこしいことになるかなというふうに思っています。

次回までにやることとしては、こちら側がまず原告、被告が出した、第一準備書面の、先程の法的な主張に対して、きちんとした反論を出すというのが、まずこちらのやることです。それに対して、裁判所が被告側によって、その原告適格の問題について、裁判所に言っているような考え方に当てはまるのか、当てはまらないのか、当てはまらないとするならば、被告の考え方と根拠を示しなさいということで、被告側に促したというのが、被告はそれを主張して出すということになります。

それで原告側の主張も被告側の主張も、2ヵ月プラス α で6月25日の金曜日までに出すと。で、その次の月曜日、7月5日に次回期日と。そういうふうな流れで。7月5日の午前11時に期日ということになりました。

裁判所の方としては、コロナの問題もあるのでWEB会議でやりたいという意向も言っていたんですが、今のところWEB会議というのは民事訴訟法上、非常に細かい話で申し訳ないんですが、書面による準備手続という名前の手続なんですね、これは書面による準備手続なので、非公開になっちゃうんですよ。手続きとして。そうするとですねそれをやっているところにいるのは、代理人の弁護士しかいない、WEB会議と言っても。裁判の公開って憲法上大原則なんです。常にいろんなプロセスを原則としては、見れるというのは大原則としてあるんですが、WEB会議にしちゃうと、その書面による準備手続ということで非公開で、皆さんは何をやっているかが見れなくて、終わった後に報告を聞くだけっていうふうになっちゃうので、それはやっぱりまずいんじゃないかということで、原則としては、法廷でやって頂きたいと。公開法廷でやって頂きたいという話をしました。大体そんなところですよ。すみません。長くなって。

司会 小島弁護士ありがとうございました。それでは、会場の方から質疑を受け付けたいと思います。ご質問の方は挙手をお願いいたします。所属とお名前をお願いします。どうぞ。マイクをお持ちいたします。

記者 ○○○○社のKと申します。今日はよろしく申し上げます。私は4月から代わったということで、初歩的な質問で恐縮なのですが、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せすることに関してなのですが、そもそもこの負担金に関しては、どのように回収するというのは、法律でどのように定められているものなのでしょうか。

小島 法律上は全く定められていません。何も書いていないです。

記者 国側の主張を出すと同発事業者の判断というものは書かれているのですか。

小島 そうですね。ただ原発事業者の判断だとしても、今の制度だと、託送料金に何を回収できるかというのは支払いを求めることはできるが国の許認可にかかわることになるので、どういう料金を取っていいということは国が定めるわけですよ。直接的には料金算定規則というのがあって、料金算定規則に書かれているものしか取れない。料金算定規則に廃炉円滑化負担金と賠償負担金を取っていいという風に書かれていて、じゃあその廃炉円滑化負担金と賠償負担金とは一体何かというところになると、電気事業法の施行規則という、どちらも経済産業省令ですが、電気事業法施行規則の条文で初めて廃炉円滑化負担金と賠償負担金の定義規定が出てくる。要するに省令でもって賠償負担金と廃炉円滑化負担金を定めて、省令でもってそれを回収していいよと、支払いを求めていいよということになっているので、これは省令がなければ、そういうものを回収してはいけないことになっちゃうんですね。確かに電気事業法は原価を徴収できると書いてある。原価は何が当たるかというのと、全部今言ったように、料金算定規則で基本的に定めているので、料金算定規則に書かれていないものは徴収できない。要するに算定規則の中に突然廃炉円滑化負担金と賠償負担金という言葉を使ったとしても、どこかに定義規定がないと、内容・金額を特定できませんから、その定義規定が電気事業法の施行規則ということをお願いしたいのです。だから電気事業法の施行規則がなければ、廃炉円滑化負担金と賠償負担金というものは出てこない。これは、新たにそういうものに支払を求めることが可能になるという制度を作るにしては、それが法律の規定ではなくて、省令の規定でやるのはおかしいじゃないかというのが、この裁判の骨子なのですよね。

司会 K様、よろしいでしょうか。

記者 関連してですが、託送料金になにを含めていいかというところは、先ほどの話では国の自由裁量だった、というそういう主張だったと思うのですが、ここは、省令で定めるということ自体は法律の規定はあるということですか。

小島 電気事業法の条文としては、明確にそこまで書いてなかったと思います。

東原 電気事業法では託送料金は認可制でありますので、電気事業者がこういう託送料金に、原価構成で申請したいというのを経済産業大臣が認めるという、立て付けになっています。だから、経済産業大臣が任意に適切と思う原価を定めるというふうにはなっていないと思ってもらっていいと思います。送配電事業者がこういう託送料金原価を申請しますとって申請書を出して、それについて経済産業大臣が認可をするだけです。だから、送配電事業者が託送料金の原価を出す際に、基本は送配電事業ですから、送配電事業に要する費用です。それ以外のものを入れていたら、当然認可で撥ねられます。ところが今般、この二つの負担金を原価に入れていいよと、経済産業省令で、経済産業省が決めたわけです。だから、この二つの負担金が入っている託送料金原価を、昨年送配電事業者が経済産業大臣に申請して、それを経済産業大臣が認可しているわけです。もともとの「二つの負担金を原価に含めていいよ」と経済産業省令で決めているのが違法だ、というのが私たちの訴えの根元です。

小島 今見つけましたが、電気事業法の19条という条文に、一般電気事業者は経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定めと書いてあるのですよね。この経済産業

省令が、まさに料金算定規則なんです。料金算定規則に則って、基本的に料金を定めて、供給約款を作らないといけないのです。それ以外のところもあるのですが。だから、基本的には、何が原価に当たるのか、そこで決めることはできるのですけども、それ以上の規定はない。しかも、料金が能率的な経営の元における、適正な原価という例があって、実はこの能率的な経営の元における適正な原価という表現自体は、一般電気事業者の時と送配電事業者の電力自由化された後で、表現そのものは全く変わってないのですよ。だから、経済産業省にしてみれば、表現が変わっていないから、全く同じものじゃないかと考えているのかもしれない。しかしながら、これが、先ほども言った通り、全部一貫してすべての事業を行なっている場合と、電力自由化で発電と小売りが準競争している中での送配電事業での在り方というのは全く違うので、そのところがポイントになってくる気がします。

司会 K様いかがでしょうか。よろしいですか。

その他の方でご質問がありましたら挙手をお願いします。ございませんか。それでは本日の記者会見をこれで終了させていただきます。

以上